

社協ワーカー便り

見守りあんしんサポート事業（死後事務委任）を開始しました。

自分が亡くなっても葬儀を行ってくれる人がいない

死後、役所等への手続きはどうなるんだろう

保証人がいないので入院・入所もできない

みなさまの心配や不安を解消するために「見守りあんしんサポート事業」を開始いたしました。

亡くなった後の緒手続きや葬儀・埋葬等をあらかじめ決めて公正証書を結んでおく「死後事務委任契約」と心身の状態の変化に対応できるよう「見守りサービス」が基本の契約になります。毎月1回自宅を訪問し、お困りごとをうかがいます。必要であれば介護保険や成年後見制度などの支援につなぎます。

対象は、高松市内にお住いで、単身もしくは同居者が全て70才以上、原則子どもがいない方で、事業の契約内容について判断し得る能力を有する方になります。なお、生活保護受給者は対象となりません。



リーフレットも発行しております。

見守りあんしんサポート事業

見守りサービス

定期的な自宅訪問または電話連絡による状況確認（原則、月1回程度）

死後事務委任契約

契約時に作成した公正証書の内容に基づいたお手伝い
例) 葬儀・埋葬の執り行い
死後の入院費・施設料・事務手続き
家財処分など

まずは、お気軽にご相談ください。